

第一種電気工事士免状取得のための 「実務経験証明書」の書き方

実務経験として算定されるのは

第一種電気工事士試験に合格しても、5年以上（大学又は高等専門学校において電気工学に関する課程を修めて卒業した者は3年以上）の実務経験がなければ、免状を取得できません。

この実務経験とは、単に、電気工事店に勤務していたからといって、全てが実務経験として算定されるものではありません。

実務経験として算定されるのは、概ね次のような工事に従事した期間です。

事業用電気工作物か500kW以上の需要設備電気工作物の工事に従事するか、経済産業局長から認定電気工事従事者認定証の交付を受けて、自家用電気工作物のうち電圧600V以下の電気工事に従事する。

第二種電気工事士免状を取得し、事業用電気工作物と500kW以上の需要設備電気工作物の工事に従事するほか一般用電気工作物の工事に従事するか、認定電気工事従事者認定講習を受講（第二種免状取得後3年以上の実務経験が必要）し、自家用電気工作物のうち、電圧600V以下の電気工事に従事する。

経済産業大臣が指定する養成施設において、教員として担当する実習に従事する。

* なお、事業用電気工作物か500kW以上の需要設備電気工作物の工事に従事することで、実務経験とすることができるのは、1年に1件以上あればよいとされている。

実務経験証明書の記載例

【試験合格者】

- (1) **電気工事会社所属**
電力会社の電気工作物の工事経験・・・別添 1
最大電力500kW以上の需要設備の工事経験・・・別添 2
- (2) **保安協会等所属**
自家用電気工作物の需要設備工事の工事経験・・・別添 3
- (3) **ビルメンテナンス会社等所属**
最大電力500kW以上の需要設備の工事経験・・・別添 4
- (4) **電気工作物の所有者等所属**
最大電力500kW以上の需要設備の工事経験・・・別添 5
自家用電気工作物の需要設備工事の工事経験・・・別添 6
- (5) **登録電気工事事業者等所属**
自家用電気工作物の需要設備工事の工事経験・・・別添 7
一般用電気工作物の工事経験・・・別添 8
一般用・自家用電気工作物工事経験・・・別添 9
- (6) **家電販売事業者所属**
一般用電気工作物の工事経験・・・別添 10
- (7) **第2種電気工事士養成校所属**
教員として電気工事の実習担当・・・別添 11

【認定】

- (1) **建設会社等所属**
最大電力500kW以上の需要設備の工事経験・・・別添 12
- (2) **保安協会等所属**
自家用電気工作物の保安に関する業務経験・・・別添 13
- (3) **ビルメンテナンス会社等所属**
自家用電気工作物の保安に関する業務経験・・・別添 14
- (4) **電気工作物の所有者等所属**
自家用電気工作物の保安に関する業務経験・・・別添 15
- (5) **登録電気工事事業者等所属**
一般用、自家用電気工作物の工事経験・・・別添 16